

# 石川県公報

平成 25 年 6 月 12 日 (水曜日)

号 外

(第 50 号)

## 目 次

- 選挙管理委員会**  
○参議院選挙区選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者 1 人当たりの政見放送の回数

1

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第48号

参議院選挙区選出議員選挙(石川県選挙区)において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者1人当たりの政見放送回数は、次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を公示又は告示される参議院議員の選挙から適用する。

なお、平成22年6月16日付け石川県選挙管理委員会告示第59号は、これを廃止する。

平成25年6月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
石川テレビ放送株式会社	1		
株式会社テレビ金沢	1	北陸放送株式会社	1
北陸放送株式会社	1		

